

空襲と横浜市の公文書

横浜市は、一九二三年九月の関東大地震の火災により、市役所にあった公文書類を焼失した。特に市民の身分と財産の証明書類である戸籍と土地台帳の焼失は、さまざまな支障を来すこととなった。その後、市庁舎は解体され、木造（木骨鉄網モルタル塗、石綿スレート葺）二階建ての仮庁舎を建設し、一九二五年二月一六日に移転した。その後、幾度となく新築の話が出たが、増築や部署の移動はあったものの、この庁舎を四四年まで使用し続けた。

この間、航空機の兵器としての役割が飛躍的に大きくなってきており、防災策において空襲が大きく考慮されるようになった。三三年には桐生悠々が批判した関東防空大演習が行われ、これを機に横浜市震災記念館に防空室が設置された。三七年には防空法が制定された。四一年太平洋戦争が始まり、翌年四月にアメリカ軍による初空襲がある。日本本土への本格的な空襲が現実的なものとなってきていた。

そこで横浜市は空襲に備えて、市庁舎や区役所庁舎を国民学校などのコンクリート建造物へ移転することにした。また、公文書についても非常時の方策が進められた。これらの方策は既に知られていることも多いが、事務報告書や空襲時の体験記等を使って、その一端を紹介する。

市庁舎の対策

市庁舎では、仮庁舎時代の一九四三年頃から、差し迫った空襲を想定した対策が立てられるようになった。半井清市長は、四四年の市会において、戦局の推移を考えて市庁舎として適当な建物を探してきたが、生糸検査所の建物を目標としたこともあったがうまくいかず、庁舎の防火改修や地下室の増強を行ってきたと述べている（『横浜社会史』第五巻、五九七頁）。

四三年、市建築部では、市庁舎大規模防火改修（一六、〇四〇円）、土木局庁舎大規模防火改修（二〇、三八〇円）を行っている（『昭和十八年事務報告書』）。また、市長室では、「庁中取締二関スル事項」として、三月一九日



西戸部小学校(後の西戸部国民学校)
横浜市建築課編『横浜市立復興小学校建築図集』(新建築社、1931年)

「防火用水槽七拾個配置」、七月三日「市役所特別防護団ノ奉仕ニヨリ防空待避所設置」、十一月三日「庁舎敷地ニ拾六個所ノ防火用貯水池設置」とあり、防火用水の整備や防空壕の設置を行っていることがわかる。公文書の関係では、九月二二日「空襲警報時重要書類其他搬出ニ関スル通知ヲナス」とあり、詳しい内容はわからないが空襲警報時における文書取扱の通知を行っている。

翌四四年になると、より切迫感が増し、同年後半には庁舎の移転を行った（表1）。市会では、移転案に対して、野毛山は軍需工場の三菱重工業に近い、移転先が高台にあるので目標になり易い、もう少し分散させるべきだ等の意見が出たが、原案通りに決定した（市会史五、五九六〜六〇六頁）。

公文書については、区役所の事項だが、同年の後半と思われる時期に、「緊迫セル現情勢下稅務関係書類ノ防衛対策トシテ各区ノ土地台帳副本、同附属地図及家屋台帳副本ヲ市内適地ニ疎開セシメタリ」（『昭和十九年事務報告書』）とあるように、各区が持っていた土地台帳副本・附属地図・家屋台帳副本を、場所はわからないが市内の空襲の影響が少ないと考えられるところに疎開させている。恐らくは、港北区や戸塚区の出張所などであろう。

表1 市庁舎・区役所庁舎一覽(1944年10月31日現在)

庁舎	材質等	所在地	建物
市役所	鉄筋コンクリート3階建ほか	西区老松町27番	老松国民学校
分庁舎	鉄筋コンクリート3階建ほか	西区東ヶ丘59番	東国民学校
分庁舎	鉄筋コンクリート3階建ほか	西区西戸部町3丁目286番	西戸部国民学校
分庁舎	鉄筋コンクリート2階建一部3階、地階	西区老松町2番	市民博物館(一部)
市会*1	鉄筋コンクリート3階建	西区老松町1番	図書館(一部)
鶴見区	木造鉄網コンクリート2階建ほか	鶴見区鶴見町1161番	幸ヶ谷国民学校
神奈川区*2	鉄筋コンクリート4階建ほか	神奈川区幸ヶ谷16番	中央授産所(興産館)
中区	鉄筋コンクリート3階建	中区桜木町1丁目1番	ジャパンモーター株式会社(借)
西区	鉄筋コンクリート3階建	西区桜木町7丁目41番	
保土ヶ谷区	鉄筋コンクリート2階建ほか	保土ヶ谷区岩間町1/84	
磯子区	木骨鉄網コンクリート2階建ほか	磯子区磯子町禅馬1/10	
港北区	木造2階及平家建洋瓦モルタル塗	港北区菊名町780	
戸塚区	木造亜鉛葺2階建ほか	戸塚区戸塚町3丁目4144番/1	
南区	鉄筋コンクリート3階建ほか	南区南太田町1丁目33	南太田市民館(1943年4月1日廃止)

注：『昭和十九年横浜市市有財産表』等より作成。*1 市会は45年3月市民博物館へ移転。 *2 神奈川区役所の移転は11月27日(告示第44号)。

区役所の対策

太平洋戦争末期に市長室企画審議室に在籍していた塩田利は「戦時下に入ってから、役所の書類の保管、防備について、最も関心の深かったのは、何と云っても、区役所における戸籍簿についてでありました」(『横浜の空襲と戦災1』三二一～三二三頁、以下回想は同書)と回想している。戸籍は、戸籍事務ばかりではなく、兵役、軍事援護、配給などの基本的な原簿になるからであった。

区役所は、戦時期になって、市庁舎より先に不燃性建物への移転が行われた。中区は、従来は市庁舎の中に区役所があったが、四二年桜木町駅前の中

央授産所(興産館)の建物に移転した。四三年一〇月に新設された南区は、同年始めに廃止された南太田市民館(隣保館)を区役所とした。四四年四月に

新設された西区は、しばらくは中区役所と同居していたが、八月に鉄筋コンクリート三階建てのジャパンモーター

株式会社旧社屋に移転した(告示第九十七号)。神奈川区役所は、市庁舎などと同様に、学童集団疎開により統合されて空き施設となった国民学校の

うち、幸ヶ谷国民学校へ四四年一月に移転した(告示第四百四十四号)。しかし、表1にみるように木造の建物も存在した。

このような木造区役所については、「別に戸籍簿等の重要書類を収蔵保管

するコンクリート造りの書庫を緊急に整備することになったのであります。これについては、当時の半井市長が最も強く提唱され、建築部の技術陣を動員されて、当時最も入手困難な材料の

入手や設計に当られ、順次設置されたわけでありませう。それが着手されたのは、昭和十九年初め頃かと思われます」と塩田利は回想している。この庁舎に隣接して造られた書庫は「防空書庫」と名づけられ、「戸籍簿の出入については、戸籍担当係員が執務時間の前後に行ない、書庫の周辺には、防空用

バケツを始め、砂袋等いわゆる防空用具を常時備え付け」てあったという。一方、鉄筋コンクリートの幸ヶ谷国民学校へ移転した神奈川区役所では、「二階西側の一室を防護室にあてその周囲を嚴重に補強し、三方に柵を設けその柵に土地台帳、戸籍簿等重要書類を保管することにし、室の中央を女子事務員の避難所にあてたのである。防護室に近い屋外に幅二メートル、長さ

三メートル、深さ一・五メートルの防空壕を掘り防護室が危険と思われた時重要書類をこの穴に投入し、土をおおって書類の焼失を防ぐことにした」(三四九～三五二頁、岡田由蔵の回想)。

また、中区役所は「床下に大きな穴が掘ってあり、これは万一の場合を考え戸籍等の書類を保管するためのもの」(三五二～三五三頁、横江勝美の回想)など、庁舎内において対策を講じていた。

以上のように、木造では新たに書庫を整備し、コンクリートの建物でも補強や、危険になった場合には土に埋めるなどの対策が取られていた。特に行政のさまざまな場面で基本的な原簿となる戸籍については、焼失しないように嚴重な対策が取られた。

保土ヶ谷区における戸籍の保管

戸籍法では、戸籍事務は市町村が担当し、区裁判所の判事または監督判事が監督することになっていた。市域では、監督者の横浜区裁判所監督判事と戸籍事務を担当する区との間で、様々な文書のやりとりがあった。保土ヶ谷区役所戸籍兵事課「昭和十九年訓令通牒綴 其三」(横浜市各課文書二七八)には、さまざまな文書の中に、一九四四・四五年の戸籍保管に関する数点の文書が綴られている。これにより、戸籍保管の方策について見てみよう。

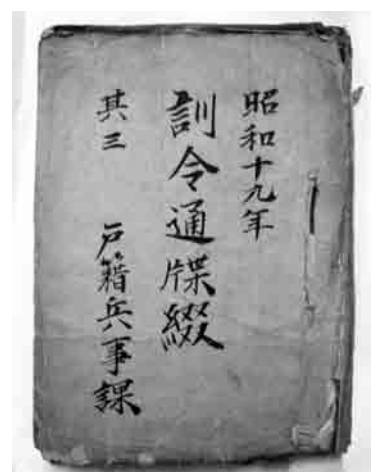
まず、四四年七月一二日に、市長室理事から区長宛に戸籍事務打合会の通知があった。議題は「戸籍謄抄本交付事務簡捷化ニ関スル件」と「非常時ニ於ケル重要書類ノ搬出並保管ニ関スル件」であり、非常時における文書の取り扱いが議題になっていた。

次に八月五日、横浜区裁判所監督判事から区長宛に、「空襲其ノ他戦争ニ起因スル災害防止」に関する通牒がその筋からあったので、「戸籍簿及関係

書類保管方ニ付特ニ其ノ災害ヲ避クル為必要ナル設備ヲ講セラレ」て、至急詳細に報告しなさい、また、災害防止と万一の時の再製措置について協議をするので出張されたしという内容の通知があった。九月二六日には、先の報告・協議の内容について、戸籍に関する簿冊等が事務室内に一部保管されていることの再考を求め、合わせて未提出である報告書の提出を求めている。

これに対し、保土ヶ谷区は二九日付の報告書を提出している。これによると、①戸籍等は、朝夕と空襲警報発令のときには、備え付けの金庫へ入れ、残りは「非常袋」に入れて庁内の防空設備を完備した倉庫に搬入している。なお庁舎が危険な場合には、情況、風向きを考慮して直ちに安全地帯に搬出する、しかし、庁舎は鉄筋コンクリート二階建てで、周囲にコンクリート塀があるので、直撃弾が火災が生じない限りは「先ツ安全ナルモノト信ス」としていた。先に見た神奈川区や中区とほぼ同様の対応であった。

②庁舎が災害で執務不能の場合は、



保土ヶ谷区役所戸籍兵事課「昭和十九年 訓令通牒綴」



保土ヶ谷区役所
『保土ヶ谷区郷土史』下巻(保土ヶ谷区郷土史刊行委員会、1938年)

第一次保土ヶ谷国民学校、第二次峯国民学校、第三次仏向町正福院を移転予定地とする。

③滅失毀損した戸籍簿などの簿冊の処理方法は、戸籍は市区町村長限りで処理が決められないので、事由・年月日・帳簿の名称などを監督区裁判所に報告して指示を仰ぐとする。再製する場合は、区裁判所に保管してある副本、関係書類により、万一、区役所・区裁判所の両方が被災した場合は、関東大震災の例に倣って区内在籍の戸主、利害関係人よりの申し出による他はないとする。そのため搬出が簡便な「戸籍見出帳」を重要簿冊として特に防護する要ありとしている。筆頭者と本籍地が判明すれば、昨今は謄本・記載事項証明書が官公庁・企業で利用されてい

るので、比較的証明は容易だとする。おそらく、他区においても同様の報告書が提出されたのであろう。

翌四五年五月には、「最近ニ於ケル被害ノ様相ヲ鑑ミ」、更に一層の強化徹底を図るようにとの通知があった。同月、三月の東京大空襲や、後みるように鶴見区役所が焼失し、保土ヶ谷区が被災した四月一五・一六日の空襲よりも後であり、それらを踏まえてのことであろう。

空襲時の対応

庁舎のなかで、空襲により大きな被害があったところは、鶴見区役所と東国民学校へ移転した分庁舎であった。

鶴見区役所は、四五年四月の空襲で焼失した。区役所に在籍していた塚田孝平の回想では、手押しポンプで消火をしたが、区役所別館が火災となり、「戸籍簿および土地台帳等の入れであった、書庫の窓を鈴木、塚田が土を運び、区長と梶木氏が窓を塗り固める。小野垣君が動員令書をリュックに入れて持っているので、区長は避難を指示する」、「区長は戸籍を焼くな、持ち出せと命令したが近づくことが出来ず(四二九〜四三〇頁)」という状況で、その後「木造区役所の建物は全く焼け落ち、防空書庫は煙を吐いて」「その惨状見るに堪えない」状態となった(前掲塩田利の回想)。苦心の防空書庫も想定外の被害には耐えられなかった。五月二九日の横浜大空襲では、中・



東小学校(後の東国民学校)
横浜市建築課編『横浜市立復興小学校建築図集』(新建築社、1931年)

また、港町の旧庁舎もこの空襲で焼失した。同所には、各移転先に持って行けなかった文書類が収蔵されており、それらの文書類は総て焼失した(船引守一の回想、『市史研究よこはま』創刊号、一九八七年)。

おわりに

市では、八月一四日夜に終戦がわかると、その後、短期間のうちに戦争関連の公文書の焼却を行った。船引守一は「もう手当たり次第ですよ。あらゆるものを全部焼いた」と回想している。その結果、『昭和二十年事務報告書』の「兵事」の項では、「昭和二十年八月防空関係書類全般ノ焼却処理ニヨリ幾分不明確ナル点アルモ御了承相成度申添候」と記し、『第三十四回横浜市統計書』にも、資料が「戦災の為焼失、又は焼却」との注記が見られる。これらの焼却処分と先の空襲被害の後に、どの程度の文書類が残っていたのかは判然としない。

一方、「戸籍と税金の方さえなに〔消失〕しなければ、後は何とかありますよ」(彦由亀一の回想、『市史研究よこはま』創刊号)という戸籍は、鶴見区を除いて無事であった。また、疎開させた土地台帳副本などの税金関係の資料は、敗戦後、疎開先から区役所に戻された。

(百瀬敏夫)